

令和6年9月犬山市議会定例議会会議録

第6号 9月12日(木曜日)

◎議事日程 第6号 令和6年9月12日午前10時開議

第1 第66号議案から第95号議案まで

及び報告第8号

(議案質疑)

第1類 第66号議案から第83号議案まで

及び第95号議案

第2類 第84号議案から第91号議案まで

第3類 第92号議案から第94号議案まで

及び報告第8号

◎本日の会議に付した案件

日程第1 第66号議案から第91号議案まで

及び第95号議案

◎出席議員(17名)

1番 丸山幸治君

11番 岡 覚君

2番 ビアンキ恵子君

12番 岡村千里君

3番 増田修治君

13番 鈴木伸太郎君

4番 光清毅君

14番 沼靖子君

5番 小川隆広君

15番 久世高裕君

6番 島田亜紀君

16番 柴山一生君

7番 諏訪毅君

17番 柴田浩行君

8番 小川清美君

18番 大沢秀教君

9番 畑竜介君

◎欠席議員(1名)

10番 玉置幸哉君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 長谷川 敦君

主 査 石黒絵美君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長 原 欣伸君

副市長 永井恵三君

教育長 滝 誠君

経営部長 井出修平君

市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木衛君
子ども・子育て監	小幡千尋君	都市整備部長	森川圭二君
都市整備部次長	丸井良修君	経済環境部長	新原達也君
教育部長	中村達司君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	経営改善課長	兼松光春君
総務課長	舟橋正人君	情報政策課長	上原敬正君
地域協働課長	中村亘君	防災交通課長	伊藤修君
市民課長	吉田高弘君	収納課長	浅井徳夫君
福祉課長	山本直美君	障害者支援課長	奥谷雪江君
高齢者支援課長	前田敦君	保険年金課長	舟橋きよみ君
健康推進課長	水野嘉彦君	子育て支援課長	青山貴一君
子育て支援課主幹	中村美和君	子ども未来課長	上原眞由美君
子ども未来課主幹	伊藤真弓君	子ども未来課主幹	神林宏之君
都市計画課長	高木誠太君	都市計画課主幹	一柳佳誉君
整備課長	高橋秀成君	土木管理課長	吉田昌義君
水道課長	梅村幸男君	下水道課長	五十嵐康君
環境課長	高橋正直君	産業課長	山崎直人君
観光課長	小池信和君	学校教育課長	西村岳之君
学校教育教育課主幹	鈴木早智君	文化推進課長	大黒澄子君
スポーツ交流課長	坂野隆幸君	歴史まちづくり課長	加藤憲夫君
消防総務課長	村山弘泰君	出納室長兼会計課長	諫山知真君

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席は、10番、玉置幸哉議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第66号議案から第95号議案まで、及び報告第8号

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、第66号議案から第95号議案まで及び報告第8号を議題とします。

お諮りいたします。第66号議案から第95号議案まで及び報告第8号を一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案質疑に入りますが、審議の都合上、配付いたしました議事日程に記載のとおり、これを3つに分類し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

続いてお諮りいたします。

本日の議案質疑は、議事の進行上、第1類及び第2類にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

最初に、第1類、第66号議案から第83号議案まで及び第95号議案に対する質疑を行います。通告順に発言を許可いたします。

最初に、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 皆さん、おはようございます。4番、光清 毅です。私からは、第70号議案、公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、2点、質疑をさせていただきます。

全員協議会資料ですと11ページになりますが、まず1点目、条例の第2条第1項第1号に、市が出資し、かつ県内に主たる事務所を有するものに該当する派遣先団体が明記してありますが、これは何を想定しているか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

派遣先の団体については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条により、一般社団法人、一般財団法人、一般地域独立行政法人等に限られており、市において条例で定めることとなっています。

条例第2条第1項第1号では、市が出資し、かつ県内に主たる事務所を有する団体と定義していますが、派遣先として上げている8団体については、市が出資している団体ではありません。市が出資している団体で派遣先に該当する団体としては、犬山市土地開発公社がありますが、現在は経営改善課の職員が課の業務として従事しておりますので、派遣先としては挙げておりません。

他自治体における事例ですと、公益財団法人埋蔵文化財調査センターや公益財団法人体育協会など、市が出資して新たに立ち上げた公益的法人等に職員を派遣する場合については、第1号に当てはまります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 分かりました。再質疑させていただきます。

今の説明ですと、市が出資をしても、犬山まちづくり株式会社、TMOは該当しないということよろしいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

TMO、犬山まちづくり株式会社については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条において、一般社団法人、一般財団法人、地方独立行政法人のほか、

政令により定める株式会社を含める113種類の団体を派遣することとできますが、TMOについてはここの中で派遣先と認められていないため、対象外となります。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 2点目です。全員協議会資料の中の②の中に、定年による退職の特例を受ける職員は派遣から除外となっておりますが、これはどんな職員を指しているのでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

犬山市職員の定年等に関する条例第4条に規定している、定年による退職の特例を受ける職員とは、定年に達した職員が退職することで、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合に限り、任命権者が定年退職日の翌日から1年を超えない範囲で勤務の延長をさせることができるという職員のことです。

その職員が担う職務が、高度な知識、技能、経験を必要とするもので、その職員の退職による欠員の補充が容易でなかったり、担当する業務について職員の交代が職務遂行上、重大な障害となるおそれがあるといった事由のみ認められます。

犬山市でこういう事例というのはなかなかないんですけども、想定されるものとして例えば、鶴匠ですね、定年を迎えた時点で、継承者がおらず、伝統継承のための勤務を延長する場合、そういったことが想定されるんじゃないかと思います。

また、総務省が示す事例としては、離島など著しく不便な地の診療所等に勤務する医師の退職により、診療等に支障が生じることなどが挙げられます。

なお、再延長に関しても認められていますが、定年退職日の翌日から起算して最長3年を超えることはできません。

◎議長（柴田浩行君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番の増田修治です。私からは第73号議案、第74号議案、第78号議案の3つの議案について質疑させていただきます。

まずは第73号議案、犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。全員協議会資料の4ページをご参照いただければと思います。

まず、1点目、こちら今回、条例の一部改正という形になるんですが、まず、現在までどのように運用をされてきたのか、その辺りを質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

今までは、現在の条例の第7条において、観覧料及び使用料について規定をしています。同条第4項の、「市長は、公益上特に必要があると認めたときは、観覧料を減免することができる」の規定に基づき、無料開放を行ってまいりました。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。それで今回、条例の一部改正ということで、また無料観覧日ということで記載がありますが、この今回の改正による無料観覧日、年間どれぐらいの日数を想定しているのか、質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

公益上の理由による文化史料館の無料開放日の想定日数は、年2日間を計画しています。

1日は、文化財防火デーの周辺の日程で行う無料開放です。文化財防火デーは、毎年1月26日を中心に、文化庁と消防庁が連携して、全国的な文化財防火運動を実施する日です。

当市では、犬山城で毎年防災訓練を実施し、公開することによって、文化財保護の重要性を喚起し、文化財愛護精神の普及啓発のために、犬山城と文化財施設の無料開放を実施しています。

もう一日は、秋に実施している、からくり町巡りの無料開放です。からくり町巡りは、市と一般社団法人犬山祭保存会、一般社団法人犬山市観光協会、一般社団法人犬山青年会議所、犬山商工会議所とで組織する犬山祭企画委員会が主催する、からくり文化のPRイベントで、例年、文化史料館が会場の一つとなって、館内外を一体のスペースとして催事利用するため、無料開放を行っています。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 再質疑をさせていただきたいんですけど、年間2日間ということで、先ほど様々な団体と関連してやられるということなんですが、例えば市民要望であったり、そういった団体の要望で、今後そういう無料開放日等も増やしたりとか、そういったことの検討も可能なのでしょうか、質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再質疑にお答えします。

今、我々が想定しているような無料開放日は、今申し上げたような2日間です。そのほかの例えばイベント等で、ここは一般に開放して見ていただくような、そういう有料の施設ですから、その団体さんが、こういった形で我々と例えば共催で何か開くだとか、そういったようなものは相談をさせてもらって、協議をした上でということになると思いますけども、現段階ではそのようなことの予定はございません。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。それでは続いて、第74号議案のほうに移ります。犬山市保育園条例の一部改正について。全員協議会資料の15ページをご参照いただければと思います。

今回、名称をつくられたということで、橋五未来園というような名称なんですけど、この名称決定までの経緯を伺いたいなと、1点目、質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 増田議員のご質疑にお答えします。

現在、市内に位置する公立保育所、子ども未来園は13園あり、名称は地区名を基にした園名をつけております。地区名を基にした園名をつけることで、市内全域のどの地域に位置するかということが誰でも認識できます。

また、学校区を引用した名称も検討いたしました。

子ども未来課内においては、橋五子ども未来園、犬山南子ども未来園、橋爪東子ども未来園を検討候補名として、最終的に橋五子ども未来園と決定しました。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。それでは、2点目、今回、この名前というのは非常に重要なことだと思うんですけど、私も近くに住んでいて違和感はないと言えないんですけど、こちら地元の人たちも気づかないうちにとというか、知らないうちにこういう名前になっていて、名称とかの公募とかは行わなかったのかなと思いました。質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えいたします。

名称についての公募ですけども、名称は公立保育園、いわゆる公共施設に係る名称のため、公募は行っておりません。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 分かりました。ありがとうございます。

3点目につきましては、先ほど1点目のときにご回答いただきましたので、削除させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 分かりました。

◎3番（増田修治君） 続きまして、第78号議案、工事請負契約の変更についてです。こちらは全員協議会資料の21ページをご参照ください。

今回、グラウンドを施工されるということで、地盤高を結構これ立米数見ると、かなり大きい部分の土を持っていくと思うんですけど、どれぐらいこのレベルが下がってくるか、その辺りを質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

城東中学校南側多目的広場のグラウンドについては、中央から外周に向かってなだらかな勾配をつけるような計画にしております。ですので、中央部それから外周部で下げる高さには違いはありますが、地盤高としては10センチから15センチ下がるというような見込みです。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。それでは、2点目です。地盤が100から150ぐらいレベルが下がるという形になると、一般的にはコンクリートブロック等で土留めをしないと土が流れてしまうかなと思うんですけど、下げた結果、今回、高低差が生じると思われ

るんですけど、そういったCB積み等の土留め施工は必要ないのか、質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ご質疑にお答えします。

グラウンドの外周には側溝、それからその外側に防球ネットや擁壁やのり面、縁石の設置を計画しております。

今回は側溝部までの高さの変更は行いますが、擁壁等の高さの変更は行いません。そのため、土留め等の施工ではなく、側溝から擁壁等までの擦りつけの部分で、調整が対応できるというふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 5番、小川隆広です。私からは第72号議案から2点、それと、第79号議案から1点、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、最初に、第72号議案、犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正についてであります。全員協議会資料の13ページのほうをご覧ください。

この中で、改正の趣旨について、国の法律、雇用保険法の改正に伴い、条例の一部を改正するものということではありますが、国の法律の最終の改正日について確認したいということで、これすみません、私の調べ方が悪いかもしれないんですけど、インターネットでどれだけ調べても最終改正日が令和2年3月31日だとか、あとは施行日が令和6年6月12日ということではっきりしなかったものですから、改めて確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

雇用保険法等の一部を改正する法律、令和6年法律第26号の成立日は、令和6年5月10日で今回の条例改正に影響がある、就業促進手当に関する条文等の施行日につきましては、令和7年4月1日となっております。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） 令和7年4月1日ってことで、ありがとうございました。

では、要旨の2点目、議案の新旧対照表で条例の第10条第11項第4号が、「職業」から「安定した職業」に字句が修正をされるが、条例の効力に変わりがないか確認をしたいということで、こちらにつきましては市の職員の方が、多分途中で退職された場合だとかの就労手当金、そういったことに関わるとは思いますけども、これにより効力の変更があるのかなのか、もしくはこれまでの運用に合わせて整理をされるのかというところの確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

雇用保険法に規定する安定した職業に就いた者とは、厚生労働省令に定める1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いた受給資格者であるとされています。

雇用保険法の改正により、就業促進手当のうち、安定した職業以外の職業に就職した者へ支給されていた就業促進手当が、令和7年4月に廃止となり、就業促進手当の支給の対象となる者が、安定した職業に就いた者のみとなります。

ご質疑の条例の効力についてですが、法の改正により支給額に影響がある可能性はありますが、あくまで国の法改正によるものであり、就業促進手当の受給対象となる者に対して手当の支給額を退職手当として支給することとなるという点に関して、効力は変わりありません。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。理解しました。

それでは、続いて、第79号議案のほうですね、財産の取得について（消防ポンプ自動車）ということで質疑をさせていただきたいと思います。

要旨としては、消防ポンプ自動車の購入に際し、指名競争入札ではなく、プロポーザル方式によることはできなかったのかということで、全員協議会資料のほうの22ページ、23ページをご覧くださいと思います。

今回、全員協議会のほうに、指名競争入札の執行調書を添付していただいたということでありがとうございます。拝見しますと、上位数社は大変近い数字を出しているなというふうに感じました。であれば、補助金を受けるルール、そういったもので抵触するよってことではなければ、性能面も鑑みながら、プロポーザル方式ということもやれなかったのかなということも考えるんですが、その辺について見解をお伺いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

◎消防長（大澤 満君） ご質疑にお答えをします。

プロポーザル方式で消防車両の更新ということでございますが、過去において、プロポーザル方式を採用して消防車両を整備したという経験はございません。

当市のプロポーザル方式採用の要件は、その業務に高度な創造力や技術力、専門的な技術、豊富な経験を必要とするものや、本市において仕様書をつくるのが困難な業務、こういったものが対象になります。

今回、当方が必要とする消防ポンプ自動車は、一般的な消防自動車でありまして、当市の活動に必要な資機材や装備も自分たちで提案、整理して、仕様書に示すことが可能でありまして、事業者の方からご提案を受けなくても、整備は可能という判断をいたしました。よって、プロポーザル方式の検討はしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 5番 小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 7番、諏訪 毅です。私からは、第76号議案、中本町まちづくり拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、2点、質疑をさせていただきます。

全員協議会資料の18ページをご参照ください。

まず、1点目ですが、この全員協議会資料の18ページの内容の①番の使用場所の変更等というところに、今回、活動室及び交流サロンを改修し、会議室とするとありますが、どのような改修を予定しているのか、質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

中本町まちづくり拠点施設の2階には、市民が打合せなどに使えるスペースとして、4人が座ることができる活動室と、12人が座ることができる交流サロンがあります。この2つの部屋を一体で使えるよう改修を行い、会議室の名称に変更します。

具体的な改修内容としましては、活動室と交流サロンを区切っている間仕切り壁を撤去し、電気関係の配線を見直し、カーペットを一部張り替え、入り口ドアを設置するなどの工事を行います。

また、会議室の会議の机と椅子などを購入して、30人程度が利用できる会議室として整備をするものです。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） ありがとうございます。それでは、再質疑させていただきます。

今回のこの改修に係る費用は幾らぐらいなのか、また、いつ頃、改修をして、どのぐらいの期間をかけて、この改修作業をされるのか、再質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再質疑にお答えします。

改修費用は、工事費や設計監理費に610万5,000円、机、椅子などの備品や消耗品として292万1,000円を見込んでいます。改修スケジュールは11月中に工事に入り、年度末にかけて実施をする予定です。

◎議長（柴田浩行君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） ありがとうございます。続いて、2件目の質疑をさせていただきます。

同じくこの内容の使用場所の変更の2番目に、市民からの使用の要望が多い広場を使用場所として新たに加えるとありますが、市民からどのような、この使用に関しての要望があったのか、質疑をさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

利用実績等を見ますと、犬山祭やからくり町巡りの会場の一つとしての利用、市民団体による昭和の遊びパークのような、子どもの遊び場づくりのための利用、県内大学による犬山木曾川鵜飼をモチーフとした城下町ライトアップのための鵜型ライト制作ワークショップの会場としての利用、どんでん館に収蔵している車山の点検や組立・解体作業など、まちづく

りや文化財保存・伝承での使用の要望が多くあります。

新型コロナから回復して、人々の活動も活発化しており、今後も地域住民のまちづくり活動や、犬山祭をはじめとする文化財の保存・伝承の取組など、まちづくり拠点施設の広場としての利用を見込んでいます。

◎議長（柴田浩行君） 7番 諏訪 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美でございます。私からは第70号議案、第76号議案から1点ずつ質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、最初に、第70号議案、公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてでございます。

全員協議会資料は11ページということですが、この資料の説明の中に、「公益的法人等へ派遣することが適当でないため」との記載があります。先ほど光清議員の質疑の中の答弁におきまして説明がございましたので、ある程度理解をさせていただきました。

市では、鶴匠さんという話もございましたが、先ほど説明があった中で、また補足的にその辺、説明いただければと思えますが、よろしく願いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

光清議員の議案質疑でお答えしましたとおり、定年による退職の特例を受ける職員とは、その職員が定年退職することで、職務の遂行上、重大な障害となるおそれがあると任命権者が認めた職員のことを指します。

そういった特例的な事情により、市の事業に不可欠であるとして、勤務の延長を認めた職員について、そういった方を公益的法人等へ派遣することは、規定の性質を鑑みても適切ではないということから、派遣できる対象の職員から除外するというものです。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。続いて、2件目、お願いしたいと思えます。第76号議案、中本町まちづくり拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてからでございます。全員協議会資料で、18ページということになります。

この施設、中本町の拠点施設でございますが、施設前の広場部分は、来館者に限らず、駐車場として利用されているという部分もあるかと思えます。改正条例によれば、第9条により、「広場の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない」というふうになっております。よって、今後のこの辺の使い方についてお示しをいただきたいというのが1つ目。

2つ目として、観覧料無料対象者として招待券を発行した者とございますが、同規則の中にも規定はなかったと思えます。どのようなものを予定されているのかということについてお伺いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

中本町まちづくり拠点施設の広場にまれに止まっている車は、設備点検や身障者の方の乗り降り、催事準備など、やむを得ない事情がある場合に限り、一時的かつ例外的に認めているもので、現場の施設管理人の細やかな対応によって、トラブルが発生しないような管理を行っています。

また、一般の来館者や城下町の観光客による駐車が見られた場合は、施設管理人がお声がけをして移動をしていただいています。

今後は、これまで同様、やむを得ない事情で一時的に駐車が必要な場合は、施設もしくは歴史まちづくり課へ一言お声がけをいただくことによって、速やかに対応していく運用を続けてまいります。

なお、長期にわたる工事車両の駐車については、事前に使用許可の手続きをしていただくようなこととなります。

次に、観覧料無料対象者として想定している、招待券を発行した者についてですが、具体的には、企画展で展示している資料を借用した場合の借入先を想定しています。

中本町まちづくり拠点施設は、主に常設展示を行っているため、令和元年以降、企画展の開催実績はありませんが、文化史料館同様に、今後、企画展を開催する場合に備えて、規定を設けるものであります。

◎議長（柴田浩行君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私からは、第66号議案より2点、質疑させていただきます。

まず、犬山市心身障害児通園通学費支給条例の廃止について、全員協議会資料6ページでございます。こちら、見直しが行われていなかったのではなく、例規集で調べましたら、附則がございました。失礼いたしました。改めて2点質疑いたします。

全員協議会資料では、支給がなかったものとあるが、このタイミングでの廃止となった理由について、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまの質疑にお答えします。

全員協議会資料でお示したように、令和5年11月定例議会での市の特別支援教育就学奨励費に対する質問を受けまして、特別な支援を必要とする児童生徒の通学費について、支援制度の見直しを行いました。

市内の小中学校に通う児童生徒については、補正予算を計上しているように、市の特別支援教育就学奨励費の支給項目に、通学に要する交通費を増やすことで支援するように見直しをしています。

条例が対象としている特別支援学校に通う児童生徒については、県の特別支援教育就学奨励費の対象であり、県の奨励費は従前から通学に要する交通費が支給項目となっており、また、知的障害児通園施設または肢体不自由児施設に措置された児童についても、措置により、

施設を利用する場合は、措置費として支給されています。

これらによりまして、他の制度でも賄われており、支給実績も昭和46年、47年、48年度のみで、40年以上前に遡るものであることから、市としてこの条例を持ち続ける必要はないと判断したため、今回廃止条例を提出しているものです。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。策定から年数の経過した、こういうような条例について、現在の情勢や進展に応じた適切な運用ができていくかどうか、反映できているかどうかについて質疑いたします。2点目でございます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

条例の改正や廃止など、見直しを行うきっかけとしては、条例が制定されてからの年数で判断するというより、その条例が対象としている事業などの見直しや廃止を検討する際に行うものと考えております。

事業などの見直しを行う場合には、その事業を所管する担当課において、その時々々の社会情勢や市民ニーズを考慮し、事業などの必要性の在り方を適宜判断しているため、その判断に付随する条例の改正や条例の廃止といった運用についても、担当課で適切に行うというのが基本になっています。

ただし、この条例とは別で、廃止が適当と思われる条例が判明しましたので、この機会に同様の事例がないか、8月16日付で全庁的な調査を行っています。

この調査の結果、ほかにも廃止すべき条例が見つかった場合には、今度の11月議会において、廃止するための手続を進めていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、島田亜紀です。私からは第78号議案、工事請負契約の変更について（城東中学校南側多目的広場整備工事）について、2点質疑いたします。全員協議会資料21ページをご覧ください。

1点目、県との協議により、雨水流出抑制対策の変更が必要となったとのことですが、どのような雨水流出抑制対策を予定していたのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ただいまのご質疑にお答えします。

当初、雨水の排出先である郷瀬川までの側溝を改修することで、水の流れのボトルネックを解消し、水がスムーズに流れるようにするというような対策を計画しておりました。

◎議長（柴田浩行君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） ありがとうございます。では、2点目です。雨水流出抑制対策だと、調整池をつくるのが一般的だと思うんですけども、なぜ地盤高を下げるという対策を選んだのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ただいまのご質疑にお答えします。

調整池を設置するには、それなりの面積が必要となり、グラウンドの整備する面積を減らさざるを得ず、使い勝手の問題が出てくると。そのため、今回グラウンドの地盤高を下げて、大雨の際にはグラウンド全体で調整池としての機能を果たす、要は対策を取るというふうにしました。

グラウンド自体は、排水性の高い地盤とし、地下には暗渠も敷設するというので、排水能力を高めるということで、グラウンドに水がたまっても、天候回復時には速やかに排出され、グラウンドの利用が可能というふうを考えております。

◎議長（柴田浩行君） 6番 島田亜紀議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からは、第74号議案、犬山市立保育園条例の一部改正について、2点質疑をさせていただきたいと思っております。

1点目です。定員についてのことで、全員協議会資料の15ページ、16ページを参照をお願いします。

15ページのところに、定員は206人とあります。この10か年計画で最初の頃に示された計画では、たしか175人程度ということではなかったかというふうに記憶をしています。ですから、206人とした理由を伺いたいです。

16ページを見ますと、橋爪・五郎丸と両方足すと、227ということなので、単純に足したわけではないなというのは分かるんですけども、その点をお願いします。

それから、2点目として、定員の内訳についてです。ここには0歳児が15人ということが書いてありますけれども、1・2歳児としてまとまっていますし、3歳児以上ということでもまとまっているので、それぞれ1歳、2歳、3歳、4歳、5歳の定員をお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 岡村議員のご質疑にお答えします。

定員数206名につきましては、現在の橋爪子ども未来園、五郎丸子ども未来園の定員と、過去の5年間の在園児数の推移を勘案して設定いたしました。

0歳児及び1・2歳児は、現在の橋爪及び五郎丸子ども未来園の在園児数の合計と保育ニーズを確保するため、両園の定員数の合計数を定員として、0歳児を15人、1・2歳児を66人としました。3歳児以上は、2園の近年の在園児数の推移を基に算出しました。具体的には、3歳児32人、4歳児44人、5歳児49人、合計の125人となります。

これまでお示してきた定員175人は、実際の両園の令和2年4月1日時点における利用状況と、少子化の傾向も踏まえ算出したもので、令和3年2月の全員協議会で初めて公表させていただきました。

その後、約3年経過する中で、少子化の状況は変わりませんが、3歳未満児の保育ニーズの高まりと幼児の利用児童数の推移を勘案し、定員を設定したものになります。

内訳につきましては、0歳児は15人、1・2歳児は66人、3歳児以上は。
休憩をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

再 開

午前10時39分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 失礼しました。先ほどの人数になります。0歳児は15人ですけれども、1歳児と2歳児はそれぞれ分けておりませんで、1歳児・2歳児合わせて66人としております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 1歳・2歳で66人は分かるんですけれども、それぞれの定員も大事ななというふうに思っていますので、もう一度伺いたいと思うんですが、お答えいただけますでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

再 開

午前10時41分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えします。

1歳・2歳児に関しては66人と先ほど申し上げましたけれども、はいはいする子から、成長過程において一緒に異年齢で生活するというときもありますので、合わせて66人とさせていただきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員、理解できます。今の説明で分かりますか。

◎12番（岡村千里君） それぞれの年齢のこの定員はと聞いたのは、次の保育士の配置基準と関係してくるものですから伺いたかったんですけれども、もし今答えられなければ。

◎議長（柴田浩行君） 1回整理しますんで。

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

再 開

午前10時45分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えします。

0歳児は15人です。1・2歳児は、ここに条例として66人と書いてありますがけれども、1歳児33人、2歳児33人の積算となります。3歳児は32人、4歳児は44人、5歳児は49人となっています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。では、2点目のほうに行きます。

保育士の配置基準についてです。この保育士の配置基準は、犬山方式というのは、この国基準よりもさらにいいものとしてこれまでやってきました。

国が4歳・5歳の基準を76年ぶりに改正いたしました。それで今回のこの配置基準というのはどのように改定をしていくのか、お示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えします。

国の保育士の配置基準が76年ぶりに改正されたことから、経過措置期間も設けられておりませんが、現行の基準を見直す必要があります。具体的には、現行の市の保育士配置基準と改正後の国基準で比較いたしますと、3歳児以上の基準が国基準を上回ってしまう状態です。

今回の国基準の改正に伴い、保育現場の状況を踏まえ、市の保育士配置基準を見直し、具体的には2歳児を1対6から1対5、3歳児を1対18から1対15、4歳児を1対26から1対20、5歳児を1対28から1対22としました。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第1類について、他に質疑はございませんか。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 13番、鈴木です。第73号議案、犬山市文化史料館の設置及び管理

に関する条例の一部改正について1件、それから、第78号議案、工事請負契約変更について1件、質疑させていただきます。

まず、第73号議案、全員協議会資料14ページです。

先ほど増田議員の質疑のところで、無料開放の日は理解いたしました。合わせて観覧料を無料とする対象者の追加ということで、「市長が特に指定した者」ということで、記載されているんですが、具体的にどのような方、それから、年間で何人ぐらいを想定していらっしゃるのか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

まず、文化史料館の観覧料を無料とする対象者の想定ですけれども、これは先ほどもお答えしたとおり、展示会だとかそういうものを行うときに、無償で物を借りて展示させていただく、その対象者に対してお礼の意味も込めますし、展示してありますよと、見に来てくださいということでの無料招待を予定しています。

したがって、想定の数というのは、展示するその展示会の内容によっても変わりますし、借りれる借りれないということもございますので、そちらの数というのはいろいろと動くことになってきますけれども、年間に関して今までの経験でいくと、そんなに多くはありませんで、10枚だとか、そんなような10名程度だとか、そんなような数となっているのが実態でございます。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 理解いたしました。

続いて、第78号議案です。同じく全員協議会資料の21ページです。

残土の運搬距離が6.7キロから17.4キロと大分遠くなっているんだなと思うんですけども、これは具体的にどの自治体を予定していたのがどの自治体まで運搬せねばならないというのかを質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） 鈴木議員のご質疑にお答えします。

当初、市内の事業所で距離としては6.7キロということですが、その事業者については、全量搬入することはできないということを確認を取りましたので、市外、岐阜県ですけれども、多治見のほうに持っていくという形になります。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 再質疑です。

残土の処分については、私もあまり知識がないので、市内に搬入、持ち込めない余剰分を多治見のほうへ持っていくのか、それとも全部、多治見のほうへ持っていくのか、どちらなのかを教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

◎経済環境部長（新原達也君） ただいまのご質疑にお答えします。

当初予定した全量を場所を変えるということです。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 関連質疑で、第74号議案で2点、質疑をさせていただきます。

1点目ですけれども、名前ですが、橋五という名前なんですけれども、これまでの公共施設は、地名とか、その地名の北ですとか東ですとか西ですとか南ですとか、こういう形で地名というのを大事にしてきたというふうに思っています。

地名というのは、固有名詞で非常に大事で、それぞれの地名の由来はどうなんだということですから、その地名の由来辞典とか、そんなものも出ています。

略称で橋五は僕は別に構わない、名前でもキムタクとかいう略もあるわけなんですけれども、やっぱりこれはね、地名を大事にしないとまずいんじゃないかと思うんですけれども、その辺の検討はどうだったのかお示してください。1点目です。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ただいまのご質疑にお答えします。

橋五というのは橋爪と五郎丸ということで、今、上木子ども未来園という、上野・木津というところから来ている上木子ども未来園がありましたので、そこから橋爪・五郎丸も、橋と五で橋五子ども未来園ということでさせていただいております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 原市長。

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の質疑にお答えをいたします。

この名前については様々議論をいたしました。最後の判断として、橋五子ども未来園とさせていただきます。そこにある思いは、橋爪と五郎丸のそれぞれの地域の皆さんの地域に対する思いがあるがゆえに、橋爪と五郎丸の文字を残したいという思いで、橋五とさせていただきます。

また、これから今、ワークショップが始まりましたが、子ども未来園の跡は公園づくりもそれぞれの地域で実施していくこととなります。その議論の中をいろいろと見させていただいても、それぞれの地域で地域に対する思いが強い、その判断から、橋爪と五郎丸の地域の名前を取って橋五とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） もう1点、それぞれの人数と保育士の配置基準について、どうしても理解できないんですけれども、1歳児は犬山はこれまで5人でした。それから、国基準が今度改正になりまして、2025年度から5人になります。5人というのはここに今、33名と示されましたけども、そうすると、6.何人の保育士になりますし、2歳児は、現行は国も市も6人ですので、これも5.何人ですかという形の保育士の配置になってしまっておかしいですし、3歳児以上も全部保育士の数で、私、ちゃんと割り算できますので、割り算では変

な数字がみんな出てくるんですけども、この辺はどういうふうに考えてみえるのでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

再 開

午前10時56分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質疑にお答えいたします。

先ほど1歳と2歳を33人ずつと申し上げましたけれども、一応1対5という人数の配置基準がありますので、その分は加配というか、職員の人数配置で対応していきたいと考えています。職員を増やして、加配をつけてということになります。

幼児クラスの場合も、支援を必要とするお子さんも見えますので、そのようにクラスの1対18、1対20、1対22にプラスして、加配の対象のお子さんも見えますので、人数が増えているところでございます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第1類、第66号議案から第83号議案まで及び第95号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第2類、第84号議案から第91号議案までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは、第84号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第4号）から、7款4項1目都市計画総務費、組合施行の土地区画整理事業に向けたまちづくり基本調査について、3点質疑させていただきます。全員協議会資料ですと47、48ページ、議案ですと38、39ページになります。

それでは1点目、土地区画整理事業の今回の予定範囲の地権者は現在何人あり、この全員協議会資料の中では準備委員会のことにも触れておりますが、準備委員会の参加者は何人であったか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 光清議員の質疑にお答えをいたします。

新たなまちづくりを進める五郎丸東一丁目地区の地権者ですけれども、登記簿上では犬山

市を除き85人でございます。

また、まちづくり準備委員会の参加申込みの提出があったのは、現時点において12名の申込みがございます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） それでは、2点目ですが、今後、発起人会の結成を進めると書いてありますが、仮同意の収集はどの程度必要か、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質疑にお答えをいたします。

まちづくりの手法を土地区画整理事業として進めることに対する仮同意書は、愛知県の指導では、地権者の人数と土地の面積の合計、それぞれ総数の85%以上の収集が必要となっております。

◎議長（柴田浩行君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） それでは、3点目ですが、委託業務、今回の中で地区の現況及び課題の整理というのがありますが、これは以前、道の駅のエリア基本計画のときに、こういった資料がありますので、以前の調査結果を活用できないか質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質疑にお答えをいたします。

本業務は、愛知県の土地区画整理事業の手引きに沿って実施するもので、業務内容にある地区の現況及び課題の整理については、議員ご質疑のございました平成29年度の新たな都市拠点および交流エリア基本構想策定業務等、令和元年の道の駅エリア基本計画策定業務の調査資料を活用することを前提に、手引きに記載されている現地踏査や土地利用や施設等の実態調査については行わないということで考えております。

今回の地区の現況及び課題の整理につきましては、既存の関連資料を用いて、現在における広域的な都市の位置づけや性格、上位計画等の広域的な条件を整備するとともに、土地区画整理事業による市街地の形成に向けての課題を設定し、基本構想において考慮すべき条件を整理していくということで行ってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 4番 光清 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、増田修治です。私からは第84号議案、令和6年度一般会計補正予算について、3点、お伺いさせていただきます。

全員協議会資料の46ページとなりますが、図書館の非常用発電機更新工事ということで、今回、私も一般質問でこういった設備等の老朽化等に挙げさせていただいたんですけど、この図書館の非常用発電機も30年ほどたっているということで、これは法令で決められていると思うんで、法定点検等を行っているかと思いますが、確認で1点目、非常用発電機については法定点検や定期点検、補修などは行っていたのか、質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

法定点検につきましては、毎年9月に電気事業法、消防法に基づく点検を実施しています。

また、毎月1回、実際に稼働するかの試運転も行っています。

定期点検については、年2回の消防設備点検や毎月の電気設備点検を行う中で、実際に発電機を運転しています。

補修につきましては、各点検時に発見した時点で、緊急性を考慮し修繕を行ってまいりました。具体的には、バッテリーの取替え修繕や自動指導コントロール基盤の取替え、蓄電池の取替え等々を実施しております。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。それでは、2点目です。

これも確認になりますが、現状は使えているというような状態よろしいのでしょうか、質疑します。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

エンジンオイル交換用のドレン口からオイルが漏れるという状況ではあるものの、現時点では運転することは可能ということで、確認をしております。

◎議長（柴田浩行君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。使えているということで安心しました。

それでは、3点目です。今回、こういった事案が出てまいりましたが、ほかの施設にもこういった案件があるかなと予測されるんですが、大丈夫かどうか質疑させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

議員ご指摘のとおり、1990年製である図書館の非常用発電機と近い時期に製造された非常用発電機を現在も使用している施設としましては、1981年に製造されたものを使用している犬山市文化会館、1994年に製造された犬山国際観光センターフロイデがございます。これらの施設につきましては、犬山市公共施設総合設備管理業務として、株式会社コニックスに管理業務を委託しており、非常用発電機についても、この株式会社コニックスにより点検を実施しているところです。

このため点検の中で不具合などがありましたら、補修や部品交換などを行っており、耐用年数は超えているものの、現状使えないということはありません。とはいえ、古い機械であり、法定耐用年数15年、国土交通省が定める官庁営繕所基準の30年を超えていることから、どこかのタイミングで更新する必要があると考えています。

ただ、どちらも大きな施設であり、機器の更新は莫大な費用がかかることが見込まれるため、定期的に必要な点検、メンテナンスをこれまでどおり実施しながら、実施計画において

他の事業の優先度と比較しながら、更新時期についても検討してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、畑 竜介です。私からも第84号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第4号）から4件、お伺いいたします。1件ずつお願いいたします。

まず、1件目、12款1項12目です。全員協議会資料で39、40ページ、議案、20、21ページ、DX推進のための支援業務委託料について質疑いたします。

今回、この支援業務委託料として44万円の予算ということですが、大変お値打ちというか安いというか、金額なんですけども、今回の外部人材というのは、どういった方を想定しているのか、まずは質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

DXを進めるためには、専門的な知識とスキル、新しい視点が必要となることから、今回外部人材を活用した業務委託の予算を計上いたしました。外部人材に関しましては、事業者にヒアリングを行いながら検討してきましたが、今回はDX推進を行っていくために、デジタルの専門的な立場から、多種多様なデータを活用分析でき、市の職員とともに市役所内外の調査を行うことができる人材を想定しています。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 理解しました。2点目、お願いします。

これ概略のスケジュールを見ますと、令和6年10月から令和7年の3月というふうに期間がありますが、今回の外部人材の登用というか、外部人材に関しては、半年で終了なのかということ、また、あと期間中は月2回市役所に来ていただけるのかということを確認をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

今回のDX推進業務委託は、令和6年10月から令和7年3月までの半年間で、月2回程度、市役所へ登庁していただくことを予定していますが、現場等の状況も踏まえ、電話、ウェブ会議なども活用しながら、柔軟に対応していく予定です。

また、今回の委託は半年の契約ですが、市民や事業者向けサービスの検討など、この委託の成果なども踏まえながら、来年度以降、本格的に専門的知見を有する外部人材を活用し、DX推進に取り組む予定です。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） 分かりました。3点目、お伺いします。

今回、外部人材の登用ということで予算が出てきたときに、おっと思ったんですけども、この間、鈴木議員の一般質問でもありましたが、私がイメージしたのは、やっぱりそういうDXを推進していくような、ある程度権力というか、ある程度の立場で入ってきていただく

というようなイメージをしていましたが、今回を見ると、それとは少し違うかなというようなイメージではあります。

そこで、結構、市役所の業務は多岐にわたるので、非常に月2回で6か月12回でいいのかなというところもあるんですけども、今回の外部人材の活用についての業務委託の範囲というのは、どの辺りまでを想定してるのかをお聞きします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

委託業務内容の主なものとしましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、情報政策課で実施している職員アンケートの結果や、多種多様なデータの活用を分析した上で、本市の課題などの洗い出し、今後の市民や事業者へのサービス提案であり、それらを踏まえて情報政策課で今年度中にDX推進の指針を策定するとともに、来年度以降、本格的な事業展開につなげていきます。

議員がおっしゃったような、ある程度権限を持ったというのは、今年度はそういう形にはなりません、来年度以降、そういうふうになるように今検討しているところです。

◎議長（柴田浩行君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。続きまして、もう1件目です。

9款3項3目城東中学校整備に係る経費についてということで、全員協議会資料44、45ページ、議案だと46、47ページです。

こちら増田議員の一般質問でもありましたが、今回、城東中学校の整備に係る経費について、アスベストの事前調査費が計上されています。これについて前回の犬山南小学校のときのように、後で追加で処理が必要にならないような調査の内容になっているのか、確認のためお伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

アスベスト事前調査では、設計図書その他の書面による書面調査、現地での目視調査を実施し、目視調査までの段階で確認できない場合は分析調査を行い、建物内のアスベスト使用状況を確認することとなっています。

南小学校のときのように、追加で処理が必要とならないように、城東中学校の整備では、今回、補正予算を計上した書面、目視によるアスベスト事前調査を先立って実施し、その後、基本設計の中で必要に応じて分析調査を実施することによって、整備方法や工事スケジュールの検討、概算工事費用の算出に、アスベストを理由とした大きな変更が出ないように進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 9番 畑 竜介議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 7番、諏訪 毅です。私からも第84号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第4号）について1件質疑をさせていただきます。全員協議会資料は39ページ、

事項別明細書は20、21ページになります。

2款1項12目DX推進支援業務について、1件質疑させていただきます。

全員協議会資料の39ページの内容のところに、職員向けDX推進のための意識醸成研修とありますが、この対象職員の想定はどのように考えているのか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

市役所全体が一丸となってDXを推進するためには、職員の階層により業務の役割が分かれているため、階層ごとに異なる視点で全職員への研修が必要になってくると考えます。どの階層の職員に対して、どのような内容の研修が効果的なのか、それについては契約締結後に受託者と相談して決定していく予定です。

今のところの想定では、DXにおけるD、デジタルに関して、今回の業務委託事業者の研修を想定しています。現在、市役所職員の中にはデジタルと聞いただけで拒否反応を示すという職員もいますので、そういった先入観を取り払うべく、デジタルの有効性を認識する階層別の研修を予定しています。

また、鈴木議員の一般質問でもお答えしましたとおり、Xのトランスフォーメーションに関しても、変化していかなければならない風土を醸成するため、研修を行う必要があることから、総務省の制度を活用した実施を検討しております。

◎議長（柴田浩行君） 7番 諏訪 毅議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美でございます。私からも第84号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第4号）から1点お聞きしたいと思っています。

内容としては、全員協議会資料で言いますと41ページの羽黒地区拠点施設の改修関係でございますが、実はこの質疑の前に、玉置議員が同じようなと言いますか、具体的な内容を聞くということでございまして、私はその答弁を聞いた後で、補足的に質疑をさせていただこうと思っておりましたが、ご存じのように今日お休みでございます。したがって、通告にはもう記載はしておりませんが、延べ面積とか、工事内容についての説明をまず求めたいと思いますが、議長よろしいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） はい、分かりました。

◎8番（小川清美君） そうということで、延べ面積、あるいは工事内容についての説明をお願いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、小川議員の質疑にお答えをします。

今回改修を行う旧レストラン部分の延べ床面積は、167.61平米となります。また、今回計上した改修費は、建物外構解体処分費を含めて6,402万円となりますが、一般的に、平米単価は、建物本体部分の価格を延べ床面積で割った数値となります。そのため、外部改修費、外構工事、諸経費を除きますと、建物本体部分に該当する価格は2,905万3,720円となり、延

べ床面積で割ると平米単価は17万3,341円となります。

続きまして、総工事費の内訳なんですけれども、こちらのほう、6,402万円の内訳としましては、内部改修工事が1,251万5,216円、外部改修工事が748万5,120円、外構工事が823万320円、電気設備工事が489万7,972円、給排水設備工事が468万9,480円、空調換気設備工事が695万1,360円、諸経費が1,343万840円、消費税が582万円となります。

改修内容としては、40年近く店舗厨房として利用した内装、床や内壁、天井、空調設備3基の更新、照明器具のLED化に加え、既設トイレ男女2か所の洋式化、多目的トイレ1か所の設置を行います。

また、外構工事として、施設南側の植栽を撤去し、テラスの設置を行うとともに、施設内からテラスへの出入口を南側のガラス張り壁面に新たに設置します。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。工事内容については大体理解をいたしましたし、実は昨日の夜でございますが、議員全員に対しまして、議事課を通じまして図面の配付がございました。それも見させていただいておりますので、改めて確認ということで再質疑をさせていただきます。

ここからが記載の部分でございますが、まず、構造躯体の改編、改修はあるのかと。図面を見させていただいた感じではないというふうに思いますが、改めてそこだけを確認をさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、小川議員の再質疑にお答えをします。

今回の改修では、構造躯体の改編、改修はありません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎8番（小川清美君） ありがとうございます。構造躯体の改編はないということでございます。もしあれば、3月までの開始というのはどうかなと思っておったんですが、今、ないという答弁をいただきましたので、②の間に合うかということについては削除をさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） はい、分かりました。

◎8番（小川清美君） 以上で終わります。

◎議長（柴田浩行君） 8番 小川清美議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私からは、第84号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第4号）について2件、質疑させていただきます。

まずは1件目です。歳出の4款1項3目、全員協議会資料は34ページになります。前年度実績の中で、前年度母子保健衛生費国庫補助金返還金について、2点まとめて質疑いたします。

前年度実績に基づく返還ということで、返還が発生した理由と住民サービスの影響はあったかどうかについてお伺いします。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） それでは、ご質疑にお答えいたします。

母子保健衛生国庫補助金の対象となる事業ですけれども、まず、これ細かく4つございます。産後ケア事業、それから産婦健診、多胎妊婦の妊婦健診、それから低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成で、それぞれの2分の1が補助されて、それは国庫補助として入ってきます。

今回の返還金については、当然令和5年度分のもので、国庫補助の申請額が535万2,000円だったのに対して減額されたということで、返還が出ております。

これはなぜ減額になったかと言いますと、この4つの事業のうち、産後ケア事業が特に乖離が著しくて、当初予算では宿泊型と訪問型を合わせて350日分を見込んでいました。ですが実績としては78日にとどまったことから、こういった返還が大きくなってきたといったようになっています。

これの周知については、母子手帳の交付のときなど、個別に行っておりましたが、結果的にニーズを過大に見込んでしまったというところが、この返還の原因になっています。

サービスに対する影響なんですけれども、事業計画の変更や事業のそのものの縮小ではなくて、この実績に伴う返還となっていますので、サービスそのものについては影響はございません。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 了解いたしました。

それでは、2件目です。歳出です。2款1項8目、全員協議会資料41ページ、羽黒地区拠点施設改修事業、まちづくり営繕費ということについて、2点、こちらもまとめて質疑させていただきます。

今、小川議員のどういったことが改修内容かということで、トイレだったり植栽撤去だったりテラスだったり、結構大がかりな事業だなということを確認いたしましたが、工事期間中の駐車場利用だったり、会館事業が並行して行われるということを考えますと、その辺の影響についてと、あとそちら会館にお越しになる方々への周知などはどういったふうになるか、質疑いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、沼議員の質疑にお答えをします。

工事期間中、駐車場の利用や会館事業への影響についてですが、工事請負業者決定後に市民文化会館及び南部公民館の施設管理者と、工事に関する日程や作業工程等の調整をすることを予定しております。

当該施設の利用予約状況を確認し、その状況を踏まえて、施設で実施する事業や利用者への影響が及ぶことがないよう、事業計画を策定していきます。

この事業計画の策定ができ次第、当該施設を新規で利用しようとする方は、施設利用申請時に、来館者の方へは、貼り紙等により工事内容を含めた事業計画をお示し、合わせて市ホームページ等により周知していきます。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。1点、再質疑させてください。

まず、一番大きい事業として、新成人の集いがやってくるかなと思うんですが、こちらの周知については、新成人の集いのはがきなどに記載はされるのでしょうか。

会館事業の工事期間中に新成人の集いがやってくるかと思うんですがという質疑でございますが。

◎議長（柴田浩行君） 具体的にその事業のときにどう対応するかということでもいいですか。

◎14番（沼 靖子君） そうです。はがきが他県に出ている、家庭に届いていたり、いろいろ情報の周知があると思うんですが、そちらの周知についてお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 沼議員の再質疑にお答えします。

そちらのほうも、担当課のほうとスケジュールが全部決まった後に、調整のほうを行っていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私も第84号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第4号）から1点、質疑させていただきます。全員協議会資料の47、48ページです。

歳出の7款4項1目組合施行の土地区画整理事業に向けたまちづくり基本調査についてです。

ここに基本的な計画を調査したり、それから土地利用の構想などをつくるということで、補正予算として1,332万1,000円が計上されておりますけれども、まず、その積算根拠をお示しくください。

それから、この内容のところに、こういった業務を委託するためのということなので、これはコンサル会社が入ると考えていいのかどうか。

それから、2点目として、これは組合施行ということで、まだ組合ができるまでにかなり期間がかかるようではございますけれども、この組合施行の事業なんですけれども、今のところ市のほうがいろいろと段取りをしているというふうに思えるんですけれども、その市との関わりについてはどの範囲になってくるのかお示しくください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 岡村議員の質疑にお答えさせていただきます。

まちづくり基本調査は、愛知県の土地区画整理事業の手引きに沿って実施する調査で、内

容は既存資料の活用を前提に、現況資料の整備、課題の設定、計画テーマ、基本方針の設定、地域の基本的構成人口及び諸施設の配置構成、実現方策、区画整理設計概要及び概算事業費算出の検討のほか、地権者勉強会支援などとなります。

なお、本業務に係る委託料の積算につきましては、愛知県都市整備協会発行の土地区画整理事業に関する積算基準、愛知県建設局発行の調査設計業務委託に係る積算基準及び歩掛表、国土交通省における設計業務委託等の技術者単価を根拠としております。

◎議長（柴田浩行君） 部長、コンサルとかは入るのか。

◎都市整備部長（森川圭二君） コンサルにつきましては、現状、想定をしております。コンサルが入るということで想定をしております。

◎議長（柴田浩行君） じゃあ次、2点目、お願いします。組合施行の事業であるけども市との関わりはどうか。

◎都市整備部長（森川圭二君） 次に、土地区画整理事業におけます公共団体の関わりですが、国の土地区画整理事業運営指針では、土地区画整理事業の事業化の検討、推進に当たっては、当該事業への位置づけや目的を判断した上で、権利者の主体的な事業実施へ、情報提供や支援の工夫を図り、組合施行の誘導を行うなど、適切な事業推進方策の創意工夫をすることが望ましいとされております。

また、土地区画整理事業法の第75条には、組合を設立しようとする者や、組合などは、知事及び市町村長に対して、事業の施行の準備または施行のために、それぞれ専門的知識を有する職員の技術的援助を求められることができるという規定もございます。

組合施行は地権者が主体となるものでありますけれども、市としての関わりとしては、五郎丸東一丁目地区まちづくりは、市の重点施策であることから、組合設立の前後における各段階において、土地区画整理組合設立の認可権者である愛知県の指導監督の下、事業化の検討や事業が円滑に進むよう、適切な助言、指導のほか、必要かつ適正な範囲で援助を行う立場であると認識をしております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。いろいろな支援を行っていくということは分かりました。

ここで再質疑を1点させていただきます。

まだそういったいろいろな援助をしていくということは分かりましたけれども、ここに商業施設ができる。それから、実際に組合ができて、いろいろなことを行っていくという段階、後でいいんですけれども、その組合ができた後には、こういった今までかかった経費というのは、精算されるのかどうか、お考えをお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質疑にお答えします。

土地区画整理事業の特徴として、その事業資金は地権者から、その権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい、この土地を、道路、公園などの公共用地が増える分に充てるほか、

その一部を保留地として売却し、事業資金に充てる制度となっています。しかし、実際には保留地の売却による資金のみで事業が成立するものではなく、事前調査や計画策定、道路、公園などの公共施設に対する助成等を行うことで事業を促進し、事業そのものが円滑に進むよう、行政が援助することが一般的であり、土地区画整理組合の資金計画には、行政からの支出が組合の収入に含まれることとなります。

先ほども申し上げたとおり、五郎丸東一丁目地区のまちづくりは、市の重点施策であることから、組合設立までに市が負担した費用について、精算を求めることは考えておりません。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、久世高裕です。同じく第84号議案、令和6年度犬山市一般会計補正予算（第4号）の歳出から2点質疑させていただきたいと思います。

まず、1点目です。今回補正予算でかなり光熱水費の増額がいろんなところで計上されています。決算審査意見書のほうでは、令和4年度はかなり増額があった。令和5年度については、国の政策等により結構低く抑えられていると。

この令和6年度に関しては、補助金は国の政策はなくなってきたけど、でも最近の報道ではどうもまた復活するということも言われていますので、ここでこれだけの増額の補正予算が組まれている理由について教えていただきたいです。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

今回の補正予算で増額補正をする光熱水費の合計は2,788万2,000円で、補正の内容は全て電気料金となります。一般会計当初予算の光熱水費の合計は3億9,132万円で、うち電気料金は2億3,800万4,000円です。割合でいきますと、光熱水費全体では7.1%の増となり、電気料金として比較すると11.7%の増となります。

この電気料金が増額となった理由は、総務課で一括契約をしている高压電気の契約の更新に伴うもので、各施設によって割引率は変わりますが、ほとんどの施設で法人特別割引が下がったことによるのが原因です。

現状、この割引率のままで継続するということが適切だとは考えていないため、現在の契約更新となる令和7年4月に向けて、入札など実施することで、現在の電気料金が下げられるよう取り組んでいきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑したいんですけども、入札ということは、例えば新電力とか、そういういろんな電力事業者も視野に入れてということになるわけですかね。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

もちろん電気というのは安定供給されるということが前提になってきますけども、そういったことで新電力も含めての検討になります。ただ、価格のみで決めると、これが非常にま

ずいことにもなりますんで、事業撤退、倒産とか、そういうことも過去にあったと聞いていますんで、そういうことも想定しながら、より安全で安いところというところを入札等で決めていきたいなというふうに思っています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑ですけども、今、安全にという答弁もあったんで、ある程度、さすがその辺は配慮しているなどは思ったんですけど、例えば、その燃料価格が極端に増減したりするときに、電力会社によっては急にそれが上がるということも社会問題としては言われていた時期もあったんで、そういうことも含めて入札というのは手法的に可能なんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ちょっと研究させてください。その辺のことも研究した上で、入札の方法が適当なのかも含めて考えていきたいと思えます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） じゃあ、2点目です。先ほども複数質疑が出ておりますけども、事項別明細書のほうでは、18、19ページです。

2款1項8目のまちづくり拠点施設営繕等についてです。羽黒地域の拠点施設ということで、新しく造ることが全員協議会資料にも書かれておりますけども、既に羽黒地域の拠点施設としては小弓の庄がありまして、文化財をまちづくりの拠点施設にするという、かなり画期的な事業であって、僕は非常に好きな施設です。

羽黒地区といえば僕は明治村口駅という羽黒駅の旧名称もあって、明治村と羽黒地域って僕の中ではワンセットなんです。だから、歴史を感じる地域として、小弓の庄というのは本当にぴったりの施設だなと思っていたんですけども、なぜまた新しく拠点施設が必要になっているのかについて、機能分担とか役割分担、それから地域全体のビジョン等も含めて、答弁をいただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、久世議員の質疑にお答えをします。

旧加茂銀行羽黒支店復元施設、小弓の庄は、平成11年に地元から建物保存の要望を受けて、歴史的建造物を広く市民等に公開するとともに、各種展示や集会等で利活用するまちづくり拠点施設として整備しています。

平成25年3月29日付で文部科学大臣により登録された登録有形文化財でもあります。可視化に当たっては、登録有形文化財であるため、例えば体操教室や料理教室、住宅地にあるため、大きな音がする太鼓の利用などは制限をさせていただいております。

一方、今回整備する施設は、沼議員の一般質問の答弁と重なりますが、地元団体である羽黒コミュニティの事務所機能移転に加え、市民文化会館や羽黒中央公園、新しく整備する保育園等が隣接するといった好立地であることから、多様な分野、多様な世代の方が交流する場「羽黒のリビング」として、人々がつながる交流センターとしての役割や、効果を期待

しております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 機能、役割分担をどう考えるか。小弓の庄との機能、役割分担をどう考えるかということですよね。それも質疑されていました。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 付け加えますと、小弓の庄のほうは、フリースペース的なところがほとんどない状況です。今回のこちらのほうは、ワークショップのほうでもいろいろ意見が出ましたけれど、フリースペースを設けて、皆さんが自由に集える場というところで、そういった部分ですみ分けをしていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ちょっとよく分からんで再質疑したいんですけども、小弓の庄はまちづくり拠点施設なんですよ。これは否定してないですよ。ただ、大きな音が出せないというデメリットというか、点は分かりました。

あとは登録有形文化財、ただ、登録有形文化財というのは外観ですんで、基本的にはその中身については、それほど制限はされていない。だから、フリースペースが必要ということであれば、小弓の庄を改装するというのも一つの選択肢としてはあったと思います。例えば交通面でデメリットがあるとか、そういうことであれば分らないですけども、公共施設が集積している場所で新しく造るというのは理解はできます。

ただ、2つも必要なのかという疑問には答えられていないので、じゃあ小弓の庄は違う機能を特化していくとかいう考え方はあったと思うんですけども、ここ2つになるわけですよ。拠点施設として。だから、そうであれば、小弓の庄については違う機能に特化していくとか、より必要な機能が地域で求められているのであれば、それをやっていくということもあると思います。

小弓の庄は、まちづくり拠点施設、今の貸館機能というのは変わらないんですか。その点、今検討しているのか、していないのかについて、再質疑をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の再質疑にお答えをします。

小弓の庄のほうの使い方自体は、現在と変える予定はありません。

それで、先ほどフリースペース等の改修という話があったんですけど、小弓の庄を見ていただくと分かるんですけど、現在1階のところの貸館の会議室を除いた部分は、非常に狭いスペースとなっておりますので、そちらのほうの改修も考えておりません。

それで、先ほども説明をしたんですけど、今回の整備する施設のほうは、やはり周りにいろいろな、例えば磨墨の公園だったり新しくできる保育園だったりとか、いろいろなものがそこに集中をしておりますので、それらに来た方々が、そこで交流等ができればいいかなというふうに考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質疑です。

そこに来た方々が交流するということですが、磨墨とかというのは、いろんな人が来るんですけど、そんなにめちゃくちゃ広い場所じゃないですよ、レストランの跡で。事務局機能も造っていくということなんで、だから、そこまで多くの人数が交流できるような場所ではないし、文化会館のロビーもあったり、南部公民館も場所はたくさんあったりして、交流スペースというのはたくさんあるわけですね。だから、あそこでそれを造らなきゃいけない理由としては弱いかなと思います。

だから、もっとそのフリースペース、交流するということだけではなくて、もう少しこう来る動機というのを強くしたほうがいいと思うんですけど、その点については、ただの交流スペース。だから、キッチンも壊してしまって、何となくちょっとシステムキッチンはあるけど、そんなに多分大規模な調理や営業までは、営業許可を得るような施設ではないと思うんで、いろんなことができるけど、器用貧乏な施設になりかねないと思うんですよ。

だから、ここでもうちょっと強いコンテンツというか、人が集まる工夫が必要だと思うんですけど、施設があるから勝手に来るとい施設だと、何かよく分からん施設だねで終わりがねないんで、もっと強い個性がこの施設には必要だと思うんですけども、その点、ワークショップで僕も何回か参加しました。いろんな思いが出ている中で、それがどれぐらい反映されているかというところちょっと微妙だなと。

だから、いろんな意見が出て、いろいろできる施設ですという状態でとどまってると思うんですけども、もっと何か集客面で、ここで工夫することは考えるべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 久世議員の再々質疑にお答えをします。

こちら先ほど狭いというお話があったんですけど、その中で、最大限、席のほうを例えばカウンターをつけたり、席のほうも机のほうを移動式にしますので、席数としてはかなりの人数が収容できます。

合わせて、こちらワークショップのほうの話があったんですけど、キッズスペースのほうをこちらの角のほうに設けさせていただいて、プラストイレですね、トイレのほうも、多目的トイレのほうもわん丸君をイメージした、入りやすいトイレにというお話もありましたので、その辺りが目玉になるかどうか分からないんですけど、そちらのほうで集客のほうは図っていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 15番 久世高裕議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第2類について、他に質疑はございませんか。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 私のほうから第84号議案、補正予算の中で、組合施行の土地区画整理事業について、3点、質疑をさせていただきます。

1点目は、事業の展望で、ここに内容、効果等が書かれています。推進することができる、

発信力を高めることができる、こうして組合結成に誘導するという答弁もありました。一方で、当然のことながら、事業のリスクも想定しておかなければならないというふうに思いますが、これはどのようなことを想定してみえるのかお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 岡議員の質疑にお答えします。

今後進めていく上でのリスクというところでございますけれども、こちらの事業を始めるに当たりまして、前回の答弁にもさせていただいたとおり、アンケートを行っております。そういった中で、地権者の方々の、回収したのはちょっとごめんなさい、数字まで何通だったかというの覚えておりませんが、土地区画整理事業という事業手法については、有効だという回答が非常に多かったというところを踏まえて進めていますので、現時点で土地所有者の方の意向を踏まえながら進めていきます。しかしながら、全員がそういった意向だという回答ではないので、そういった部分でのリスクを少しでも少なくしていくために、今回の補正でいろんなことを、勉強会を通じて情報を発信していければなというふうに思っています。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） はい、分かりました。2点目です。

発起人の結成を令和7年度とし、そして合意形成を進めていくということで、組合結成までの目標の時期までは定めていないんですけれども、当然この発起人を結成した後、組合の結成までも様々な業務に係ると思いますが、組合結成までにプラスの経費が必要だと私は思っていますけれども、それはどの程度なのか。

当然、これ今回の予算については、今年度だけで消化するのか、繰越明許も含めて発起人の結成まではこの経費でいいのかなというふうに思っているんですけれども、いずれにしろ組合結成まで必要な経費はかかると思いますので、そのプラスの金額や、組合結成の時期、目標ですね、目標の時期はどのように設定してるのかお伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 目標としましては、現時点では5年程度を考えております。

5年程度というのは、組合結成までですね。

ごめんなさい、ちょっと時間をください。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

再 開

午前11時50分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

森川都市整備部長。

◎都市整備部長（森川圭二君） 質疑にお答えしたいと思います。

発起人会の設立に向けて、今現在、鋭意努力しているところでございます。発起人を設立してから、目標としましては5年、組合設立までかかるというふうに想定をしております。その中には、犬山市で事務的に行う都市計画の市街化区域への編入等がございます。そういった部分での費用は、当然、犬山市が持ちますけれども、現時点でどれぐらいかかるということにはちょっと分かりません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 組合の結成まで5年かかって、さらに、その後の組合としての事業で、事業展開が進められるということなんですけれども、私は土地区画整理事業というのは組合施行もあるし、ほかに7つの施行という形ができて、当然のことながら、犬山市施行の土地区画整理事業もあるわけですね。

なぜこれだけ時間がかかって、事前も含めて投資が必要で、私から思えば、幾つかのリスクもあります。という中で、なぜ組合施行なのかということなんです。

部長の答弁の中で、繰り返し市の重点施策だっという発言がありました。であれば、なぜ犬山市の事業主体にした土地区画整理事業にしないのか、なぜ組合施行というのを選択したのか、これについてお聞かせください。3点目です。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

再 開

午前11時52分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 先ほど5年という話を申し上げましたけど、今、非常に鋭意努力していただきまして、準備会の組成に向けて、かなりの地権者の方が合意をいただいております。その後、その準備会ができれば、発起人会ということになります。組合設立するにおいては、区画整合法でいくと7人以上の発起人がおらんと、組合が設立できないということ。

5年の前には、当然、区画整理をやる前提においては、市街化編入を見据えて、調整区域の調地区をやるわけじゃございませんので、市街化区域の編入を見据えて、市と並行してやっていますので、当然、先ほど部長が申し上げましたように、市街化編入については県との調整が必要になってまいりますので、2年とかそういう時間がかかります。その方向性が見えると、初めて地権者の方も区画整理できるんだなと、市街化編入できるんだなというよ

うな話になりますので、最終的にそのプロセスを踏まえると、5年かかるというところがございます。

5年で設立されて、その後事業が展開していくということになりますので、ある意味5年後には順調に行けば、区画整理事業が進んでいくというイメージを持っていただければいいのかなと思います。

もう1点、組合施行という話でございますけど、市施行は犬山市においては、駅東、もう30年、40年前になりますかね。もう一方は、上坂という形で、市街化区域を前提にしながら市施行をやりましたけど、今回は調整区域でございますし、周りに、犬山病院のほうへ行けば市街化がありますけど、調整区域になってきますので、そこについては主体的に市がやるのではなくて、組合を組成して、そのバックアップを市がしっかりしながらやっていくということで、世の中もたしか小牧でも組合施行もありますし、市施行もございます。市施行は工場団地をつくるようなイメージ、工業系の街区をつけるイメージで、市施行で市がイニシアチブを取ってやっているというところがございますので、リスクはどちらにしてもありますけど、今回については地権者の合意形成を前提としながら、組合施行の区画整理を選択したというところがございます。

以上でございます。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 3点目の質疑の再質疑という形で、私は幾つかのリスクがある中で、組合施行という形でスタートする、それを目指してスタートしていく中でも、また、困難が出てくるということも想定されるというふうに思いますが、例えば途中で組合施行を目指していたけれども、これは犬山市が事業主体になろうという判断で事業を進めることは可能なのか。

と言いますのは、商業系だけでなく、この補正理由の3行目に、住宅系市街地の形成というの含まれていまして、主体をそういう宅地開発をメインにしながら、事業を展開、そちらのほうを逆にメインにするということもあり得るというふうな想定も含めると、いずれにしる、ここまでスタートを切った以上は、何らかの形で着地をしなくちゃいけないという思いがありますので、組合施行に何としてもこだわって進めるんじゃないなくて、途中でも事業主体を犬山市が代わって進めるという選択肢もあり得るのかどうか、この点についてご答弁をいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 3点目の再質疑でよろしいですね。

基本的に組合施行を選択するのか、市施行かということで、今議員おっしゃるように、途中で組合がちょっと頓挫とは言いませんが、ちょっと体力なくなったな、市にお任せしますは基本的にはないです、それは。あくまでもそのプロセスとしては、市街化編入も申し上げましたが、換地計画というのもしっかり立てないといけません。その中では、保留地というものをちゃんと見いだして、それで資金調達をする。それで先ほど部長が申し上げましたけど、それだけでは資金調達、足りませんので、市が拠出するというところもありますので、

途中で変わるのではなくて、初めからちゃんとできるという前提の中で、そのためには地権者が合意、それから換地計画もプロセスでは必要になりますし、ファイナンスと言いますか、資金調達ですね、その、やはり、時々では若干その変動はあるかもしれませんが、そういうものをしっかり見定めて事業をしていかないと、何十億、数十億かかる事業でございますので、途中で市に任せますわということは、あつてはならんということでございます。

加えてもう一つだけ、当然、区画整理をやるのは全て住居系、全て商業系ではなくて、大きい幹線道路沿線においては、これ市街化編入になりますから、用途地区を選定していきますので、商業系だとか、背後地は住居系、中には調整池も要る、公園も要る、緑地も要る、そういうものをトータルで先ほど申し上げました、今回の補正予算の中で、まずはイメージをつくっていくと、そのイメージをもって地権者の合意形成を受けて、官民スクラムを組んで事業をスタートしていくという、そういうスキームになってまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 再々質疑という点で、組合が結成されるまでの間、必要な経費、予算については、議会に当然かかるというふうに思っていて、組合ができると、組合のメンバーが重点的な発言力を持つという形は想定されますけれども、今言った、組合設立までの中で言えば、議会のほうから一定こういうことはどうなんだっていうことも含めて、予算のお金だけの面ではなくて、事業の中身まで一定の発言ができるのかどうかですね。

私自身は今の挙げられた上坂等の市のやった区画整理事業は、議会人としては一応経験してきていますので、その辺については組合施行でありますけれども、組合結成までの間というのは、そういうことは可能なかどうか、答弁をいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 再々質疑でございますね。

これ申し訳ございません、はっきり言って、組合の組成する前のプロセスの中で、議会の声がそこに反映できるかどうかというのは、経験もございませんし、この場で明言することはできません。一般論で考えれば、組合という民間団体が事業をしていく上において、行政は市街化編入というものを下支えするものですから、調整しながらやっていくんでしょうけど、議会の声が市のフィルターというものを通して、何かアドバイスの的なものであればいいのかなと思いますし、直接行くというのは、民間の行為に対して、その権利の問題もございまして、いささかちょっと疑問かなということでございまして、答えを最初に申し上げますと、この場で明確な答えができないというのが答弁でございますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） それでは、質疑の途中ですが、休憩に入りたいと思います。

午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時01分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第2類の議案質疑を続行いたします。

質疑はございませんか。

5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 5番、小川隆広です。通告はしておりませんでしたけども、私からも第84号議案、一般会計補正予算（第4号）に関して3点質疑をさせていただきたいと思いません。

全てが歳出2款1項12目、全員協議会資料の39、40ページにありますDX推進支援事業について確認をさせていただきたいと思いません。

まず、1点目ですけども、こちらについては、午前中に畑議員からも質疑があったんですが、その中で業務委託の範囲について、本市の課題の洗い出しであるとか、本市のDXの提案をしていただく、そのために専門の方に来ていただくんだということだったんですけども、そういったことなので、よっぽどいいとは思いますが、市民や職員の個人情報の取扱い、こういったものがあるのか、ないのかについて、まず確認をしたいと思いません。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

先ほど畑議員のご質疑でも答弁させていただいたとおりが、現在の想定している業務の内容でございまして、個人情報を取り扱うようなことは今のところ想定してない。ただ、もしかして万が一、そういうことがあるということも念頭に置いて、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を契約時に結んで、その辺の担保はしっかり取っていきたくと思っています。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。安心しました。

それでは、2点目ですけども、こちらについては午前中の井出経営部長の答弁の中にも、DXのD、デジタルに関してはアレルギー反応が多い方、多いというのはあると思いますが、私自身もデジタルはどっちかって言ったら出遅れているタイプだなと思っています。

この補正理由の中で、冒頭に来なくていい市役所ということで、これについてはその他のところでより便利に、より簡単に、より分かりやすくということで、いい意味でということと理解はできるんですけど、来なくていいのかということと捉えられているということもありまして、ここについて恐らくですけど、来なくても、家にいれば手続は終わるんだよみたいな意味合いだとは思いますが、その辺について、この言葉の意味合いについて、確

認をさせていただければと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

◎市長（原 欣伸君） 小川議員のご質疑にお答えをします。

来なくていい市役所というのは、私が来なくていい市役所にしたいんだということを申し上げてのことです。ご承知のとおり、市は書かなくていい市役所になりました。そして、今、小川議員がおっしゃっていただいたように、わざわざ市役所に来なくても、全て来なくても済む市役所の在り方をDXを通して考えていこうというのが、そもそものスタートで、今後DXの人材活用も考えながら進めていきたいというふうに思っています。

そこに最後の目的は、来なくていい市役所にしていきたいという思いを込めて、そうした表現をさせていただいていますので、ご理解をいただければというふうに思っています。

ただ、DXをやるには、市の職員だけがやればよいというふうには思っていません。市民の皆さんも一緒になってやるべきものがDXだと思っていますし、市の職員がDXを進めることによって、市の職員の負担が減る、そして効率化につながる、それによって市民の皆さんに向き合うきっかけ、市民の皆さんに行政サービスとしてお返しすることができるためのDXを考えていきたいと思っています。

以上であります。

◎議長（柴田浩行君） 小川議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。今、市長からの答弁ということで、大変安心しました。考えていることは同じ方向性だなと思いましたが、大変安心をいたしました。

3点目ですけれども、これについては、私もこれまでに発言をされた議員の方々と同様に、昨年度、総務委員会で宝塚のほうに行かせていただいています。それとこの間、DXに関しては様々な勉強会があったものですから、そういった中で、このDXというものを何でやるのかって言ったら、市長の答弁にもあったんですけど、これは当然、市民も職員も負担軽減をしていく、内装をして、自分たちで負担軽減をしていくんだ。ただ、そのための技術がないから、専門家を呼んで、要はその中で勉強して、そういった方向を目指していくということだと思んですけど、その辺の目指す方向性について、そういったことで間違いのないかということの確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

今、小川議員おっしゃったとおりのところでございまして、市民も皆さん、負担がなくなる、職員も負担がなくなって、その労力を外に向けることができる。加えましてミスもDXを進めることによって減っていくというようなところが、今、私どもが目指している方向性です。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第2類、第84号議案から第91号議案までに対する質疑を終わります。

◎議長（柴田浩行君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日13日午前10時から本会議を再開いたしまして、残る議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時06分 散会